

答 申 第 7 8 号
令和4年9月8日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年12月24日付け青教員第457号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県内公立学校に係る体罰事故報告書（平成27年度分）についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表 1 及び別表 2 に掲げる「開示することが相当である部分」欄に記載した部分については開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 2 年 8 月 24 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「青森県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成 27 年度分）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる文書（以下「本件各文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第 7 条第 3 号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 10 月 7 日、審査請求人に通知した。

- (1) 県費負担教職員による児童への体罰について（平成 27 年 12 月 14 日）
- (2) 県費負担教職員の体罰について（平成 28 年 2 月 25 日）
- (3) 県費負担教職員の体罰について（平成 27 年 4 月 28 日青中教親第 19 号）
- (4) 県費負担教職員の体罰について（平成 27 年 4 月 28 日青中教親第 18 号）
- (5) 県費負担教職員の事故報告について（平成 27 年 6 月 8 日）
- (6) 県費負担教職員による生徒への体罰について（平成 27 年 7 月 23 日）
- (7) 県費負担教職員による生徒への体罰について（平成 27 年 7 月 24 日）
- (8) 県費負担教職員による生徒への体罰について（平成 27 年 9 月 11 日）
- (9) 県費負担教職員の事故報告について（平成 27 年 10 月 20 日）
- (10) 県費負担教職員の事故報告について（平成 27 年 11 月 4 日）
- (11) 県費負担教職員の体罰について（平成 27 年 9 月 18 日）

- (12) 県費負担教職員の体罰について（平成28年2月22日）
- (13) 県費負担教職員の事故報告について（平成28年2月29日）
- (14) 県費負担教職員の事故報告について（平成28年3月16日）
- (15) 職員の体罰について（平成27年7月28日）
- (16) 職員の体罰について（平成27年11月19日）
- (17) 体罰事案に係る事故報告書について（平成28年2月3日）
- (18) 職員の体罰について（平成28年3月2日）

3 審査請求

審査請求人は、令和2年11月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件処分の違法性について

本件処分は、条例及び関連判決等に照らし、違法な不開示部分を含むものである。

本件審査請求においては、同種文書について以前出された、当審査会平成30年12月26日答申第53号（以下「答申第53号」という。）における「第5 審査会の判断理由」の関連箇所を参照しつつ、その問題点を指摘することによって、審査請求人の主張を示す。

イ 条例第7条第3号後段の解釈の誤りについて

答申第53号は、条例第7条第3号前段において「個人識別情報」に当たらない場合についても、同号後段該当になると次のように述べる。

「もっとも、このような解釈によって個人識別情報に該当しないとしても、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る場合には、条例第7条第3号本文後段の『公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの』に該当することとなるものである。」

明らかな解釈の誤りである。なぜなら第一に、この後段は、「特定の個人を識別することはできないが」とそこに規定されていることから明らかなように、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情報とを組み合わせることにより、「特定の個人が識別され得る場合」の規定ではないからである。「特定の個人が識別され得る場合」であるならば、それは前段の問題である。特定人基準をとって個人特定識別可能であるなら、後段該当といった解釈は文言上取りえない。そして関連判決は、体罰事故報告書において「特定の個人が識別され得る場合」は原則として一般人基準を取ることを求めているのであるから、これは条例解釈の誤りに加えて、関連判決を否定するものである。

第二に、同号後段は、「匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」についてのものであって、カルテや反省文等「個人の人格と密接に関連」する等の情報について限定的に認めるものである。なぜならこの条項は濫用されれば、個人が特定されない情報でも広範に不開示とすることにつながりかねないからである。ところが答申第53号は、上述の、特定人基準をとるときはこの後段該当だとする独自かつ誤った解釈を取ることで、結果的に「個人の人格と密接に関連」するとはいえない情報（児童生徒の所属学年とか体罰の結果生じた怪我等）を広範に不開示としている。このような解釈は単に誤りというだけでなく、情報公開制度の基本を損なうものであり、関連判決を潜脱するものであって、到底認められるものではない。答申第53号のこうした論理は、到底司法審査に耐え得るものとはいえないであろう。

ウ 特定人基準を取ることの問題性について

(ア) 答申第53号は、「本件処分では、特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとどまらず、事故発生の背景として、被害児童生徒を含む児童生徒の学校生活における状況や日頃の生活指導の状況、事故発生後の措置、発生による校内外の動静等について、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動を含め、その詳細が開示されて」いることをもって、「特定の者であれば関係児童生徒を識別し得るという場合」「当該学校に在学する児童生徒の保護者等（以下「学校関係者等」という。）」の立場から個人識別性は判断されるべきだとする。要は、関連判決の取る一般人基準ではなく、特定人基準を取ることを認めているのである。関連判決違反である。

(イ) 特定人基準が許されるのは、被害生徒の年齢や被害生徒の当時の状況に照らし、特異な行動をとったと認められるようなものや当該被害生徒の名誉を大きく侵害するようなものに限定されるのであって、例外である。他方で答申第53

号は、青森県の全ての体罰事故報告書において一律に特定人基準をとることを認めており、裁判所の立場と真っ向から対立する。

答申第53号は、「特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとどまらず、事故発生の背景として、被害児童生徒を含む児童生徒の学校生活における状況や日頃の生活指導の状況、事故発生後の措置、発生による校内外の動静等について、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動を含め、その詳細が開示されて」いるとするが、この程度の情報は、体罰事故報告書一般に通常記されるものであって、関連判決の対象とした兵庫県や神戸市の報告書にも記載されており、その他学校名や教員名の公開を行っている多くの他の教育委員会の報告書においても同様である。

エ 開示されるべき部分

以上の議論から、本件処分に示された「開示しない部分及び開示しない理由」のうち、以下の部分は開示されるべきである。

(ア) 被害児童生徒の学年等

(イ) 被害児童生徒の体罰後の心身の状況

(ウ) 加害教員の氏名、学校名等

(エ) その他、以上の条例解釈と関連判決に従い、開示されるべき部分全て

(2) 反論書

ア 本件の主要な争点は、本件処分の適法性であり、具体的には、(ア)加害教員など公務員にとって条例第7条第3号の不開示事由に該当するか否かであり、その際特に問われるのは「職務の遂行に係る情報」該当性であり、(イ)被害児童生徒や保護者にとって条例第7条第3号の不開示事由に該当するか否かであり、その際特に問われるのは個人識別性である。

イ 条例第7条第3号該当性

加害教員、学校長などの地方公務員と被害児童生徒とに分けて検討する。前者については、「職務の遂行に係る情報」に該当するため、「公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分」は開示されなければならない。後者については、「特定の個人を識別することができる」と認められる」範囲についてのみ不開示が認められ、それは原則児童生徒名及び保護者名、それらの住所等に限られる。

(ア) 加害教員その他教職員について

被害児童生徒及びその保護者にとって、被害児童生徒が加害教員から体罰を受けたという情報（加害教員の立場からみれば、加害教員が、被害児童生徒に対し、体罰を行ったという情報）、並びに体罰の前後になされた加害教員その他の教職員と被害児童生徒及びその保護者とのやりとりに関する情報は、通常、知られたくないと認められる情報であるといえるから、被害児童生徒及びその保護者を識別することができる限り、かかる情報は条例第7条第3号の保護す

るプライバシー情報に該当する。

しかし、加害教員が被害児童生徒に対し体罰を行ったという情報は、教育現場における教育指導等の過程で発生するものであって、加害教員その他の教職員との関係でみると、まさに公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であるといわざるを得ず、したがって、このような情報は条例第7条第3号の保護するプライバシー情報に該当しない。「職務の遂行に係る情報」に該当するため、加害教員、学校長その他教員といった「公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分」は開示されなければならない。

(イ) 被害児童生徒について

被害児童生徒及びその保護者にとって、体罰を受けたという情報は、条例第7条第3号の保護するプライバシー情報に該当する。

ただし、プライバシー情報に該当するとしても、その全部又は大部分は、条例第7条第3号前段の「特定の個人を識別することができる」場合に限り、「特定の個人を識別することはできない」場合にもなおプライバシー該当とする同後段には当たらない。「個人の人格と密接に関連」するような記載は多くないと思われるためである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

本件処分において不開示とした部分及びその具体的理由は、次のとおりである。

	不開示とした部分	不開示とした具体的理由
①	被害児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、保護者の氏名、職業、居所、被害児童生徒等以外の関係者の氏名（以下「不開示部分①」という。）	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第3号本文前段に該当する。
②	被害児童生徒の学年、学級、経歴、学年行事名、学校行事の場所、被害児童生徒等以外の関係者の学年、組（以下「不開示部分②」という。）	公にされた場合、一般人では当該児童生徒を識別できないものの、当該学校に在籍する児童生徒の保護者等（以下「学校関係者等」という。）が、既に開示されている、事故発生日時、概要、事故発生後の措置、発生による校内外の動静、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動などの詳

		<p>細な情報等（以下「既開示情報」という。）を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることになることから、条例第7条第3号本文後段に該当する。</p>
③	<p>被害児童生徒の学校生活での言動、体罰後の心身の状況、懲戒に関する情報、体罰以前の心身の状況、保護者の心情（以下「不開示部分③」という。）</p>	<p>極めて個人的な事柄に属する情報や一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、たとえ教職員、児童生徒等の氏名等を不開示とした場合でも、なお個人の権利利益を害することから、条例第7条第3号本文後段に該当する。</p>
④	<p>加害教諭の氏名、私印の印影、担当教科、分掌、経歴、体罰歴、授業内容、授業場所 学校名、所在地、発出文書の文書記号、校長印の印影、校長名、加害教諭以外の教員名等、加害教諭以外の教員の状況、学校特有の活動、校舎・教室等配置図 所在町村の名称、町村の別、教育長名、教育委員会職員の職氏名、事務局の電話・FAX番号、発出文書の文書記号、教育長印の印影、収受印、学校医名（以下、合わせて「不開示部分④」という。）</p>	<p>公にされた場合、一般人では当該児童生徒を識別できないものの、学校関係者等が既開示情報を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることになることから、条例第7条第3号本文後段に該当する。</p>
⑤	<p>加害教諭の住所（以下「不開示部分⑤」という。）</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第3号ハにおいて不開示情報から除くとされている、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に含まれないことから、同号本文前段に該当する。</p>
⑥	<p>加害教諭の処分歴、心身の状況（以下「不開示部分⑥」という。）</p>	<p>一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、条例第7条第3号ハにおいて不開示情報から除くとされている、「当該個人が公務員等である場合において、当該</p>

		情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に含まれないことから、同号本文後段に該当する。
⑦	警察職員の氏名（以下「不開示部分⑦」という。）	条例第7条第3号ハにおいて不開示情報から除くとされている、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に含まれないことから、同号本文前段に該当する。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 加害教諭の体罰歴に関する記述から被害児童生徒の識別に至る考え方

過去の体罰歴がないという情報により、今回の加害教員の特定につながることはなく、被害児童生徒が識別されることはない。

しかし、過去の体罰歴がある場合には、過去の体罰の時期、体罰が行われた場面、体罰の態様、被害生徒の学年や部活動等の属性等の情報と、既に開示されている今回の体罰に係る事故発生日時、概要、事故発生後の措置等の情報とを合わせる事により、学校名や加害教諭名の特定を経て、今回の体罰に係る被害児童生徒のみならず、過去の体罰の被害児童生徒が誰であるかについても識別することができることとなるものである。

(2) その他

体罰事案が発生した場合には、報告書の提出を求めてきたところであるが、事務処理を迅速かつ効率的に行えるよう、平成25年3月に報告書に記載を求める事項を整理し、処分量定検討の参考情報として、体罰に至る経緯、体罰の態様、怪我の有無等とともに、当該教員の過去の体罰歴の記載を求めることとしたものである。

「体罰歴あり」との情報は、多くの場合、過去に受けた処分と併記され、処分の原因を表していることから、この場合においては、加害教諭にとっても、条例第7条第3号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件各文書について

(1) 本件各文書は、県内の公立小学校、中学校及び高等学校で発生した教職員による体罰事故について、平成27年度に県教育事務所又は当該高等学校から実施機関に提出された報告書であり、小学校又は中学校で発生した体罰事故に係る報告書には、当該小学校又は中学校から市町村教育委員会に提出された報告書及び当該市町村教育委員会から県教育事務所に提出された報告書が添付されている。

各学校が提出した報告書には、加害教諭が作成した顛末書が添付されているほか、校舎配置図、校務分掌組織図、加害教諭に係る履歴カード、被害生徒の父親の要望に対する校長名の回答書又は教室等配置図が添付されているものもある。

(2) 本件各文書には、県内の公立学校において発生した体罰事故の態様等が被害児童生徒や加害教諭の氏名等とともに記載されているから、本件各文書は、条例第7条第3号に規定する、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が記載されている行政文書である。

3 判断の対象について

(1) 審査請求人は、本件処分において実施機関が開示としない部分のうち、被害児童生徒の学年等、被害児童生徒の体罰後の心身の状況、加害教諭の氏名及び学校名等その他開示されるべき部分全てが開示されるべきである旨主張する。そこで、当審査会は、不開示部分①ないし⑦全部について、条例第7条第3号に該当するとして不開示としたことの妥当性を判断することとする。

(2) なお、審査請求人は、加害教諭が体罰を行ったという情報はその職務の遂行に係る情報であるとしてその氏名が開示されなければならない旨主張するが、実施機関は、公にされた場合、一般人では被害児童生徒を識別できないものの、学校関係者等が既開示情報を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることになるとして、条例第7条第3号本文後段に該当するものとして不開示としたものである。そこで、加害教諭の氏名は、被害児童生徒の個人情報（不開示情報④）として、これを不開示としたことの妥当性を判断することとする。

4 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

ア 本文の趣旨について

条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第3号本文後段における特定の個人の識別可能性について

(ア) 実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを条例第7条第3号本文前段に、一般人では特定の個人を識別できないものの、特定の個人と特別の関係にある者が、既開示情報を基に詮索等した場合には、特定の個人を識別することができるものを同号本文後段に該当するものとしているが、審査請求人は、この同号本文後段は、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報と自己の有する情報とを組み合わせることにより、「特定の個人が識別され得る場合」の規定ではない旨主張する。

(イ) 情報公開制度においては、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるべきであるとともに、いわゆるプライバシーに関する情報がみだりに開示されることのないよう最大限の配慮を求められる（条例第3条）。仮に、一般人の立場から特定の個人を識別することができない場合であっても、特定の個人と特別の関係にある者によって特定の個人が識別し得ることで当該個人の権利利益が害されるおそれがある場合には、不開示情報となし得ることはいうまでもない。

すなわち、条例第7条第3号本文前段は、一般人の立場から特定の個人を識別することができるもの（一般人が通常入手し得る情報と組み合わせると特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）についての規定であるところ、同号本文前段に該当しないとしても、特定の個人と特別の関係にある者が、開示請求により得た情報とを組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る場合には、同号本文後段の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することとなる（当審査会平成23年8月2日答申第12号、答申第53号）。

(ウ) なお、特定の個人と特別の関係にある者が特定の個人を識別し得るか否かにかかわらず、その個人情報自体が個人の人格と密接に関連するなど、公にすれ

ば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして同号本文後段に該当する。

(2) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 不開示部分①について

不開示部分①は、被害児童生徒、保護者又は関係者の氏名等であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第3号本文前段に該当すると認められる。

イ 不開示部分②及び不開示部分④について

(ア) 不開示部分②及び不開示部分④を不開示とした理由について、実施機関は、公にされた場合、一般人では被害児童生徒を識別できないものの、学校関係者等が既開示情報を基に詮索等した場合には、被害児童生徒が誰であるか識別することができることになることから、条例第7条第3号本文後段に該当するものと判断した旨、説明している。

(イ) 当審査会が本件各文書を見分し、県教育事務所管内又は市町村内における同種学校の数、事故が発生した学校の種別、学校の規模等を勘案しつつ、不開示部分を更に公にすることにより被害児童生徒を特定できる可能性の程度を個別に確認したところ、不開示部分②及び不開示部分④は、一般人では被害児童生徒を特定し得ないとしても、学校関係者等であれば、学校や加害教諭の特定を経て、被害児童生徒が誰であるか特定できる可能性が高いと認められる。

本件処分では、特定の児童生徒が体罰を受けたという事実にとどまらず、事故発生背景として、被害児童生徒を含む児童生徒の学校生活における状況や日頃の生活指導の状況、事故発生後の措置、発生による校内外の動静等について、児童生徒及び保護者の具体的な発言や言動を含め、その詳細が既に開示されている。当該情報には、これらの者の内心や人格と密接に関連しており、一般に明らかにされることを望まない機微にわたる情報であると認められるものが含まれている。

こうした状況を考慮すると、不開示部分②及び不開示部分④は、公にすると、学校関係者等に知られることにより被害児童生徒が不当な差別や偏見その他の不利益や精神的苦痛を受けるおそれがあると認められる。

ただし、不開示部分②のうち別表1に掲げるもの及び不開示部分④のうち別表2に掲げるものについては、加害教諭に過去の体罰歴がないこと（実施機関の説明によれば、加害教諭の特定につながらず、被害児童生徒が識別されることはないとする。）等、学校関係者等であったとしても、被害児童生徒が誰であるか特定されず、ないしは特定される可能性が高いとはいえず、公にしても、被害児童生徒の権利利益を害するおそれはないと認められるから、条例第7条第3号に該当せず、開示すべきである。

したがって、不開示部分②及び不開示部分④は、別表1又は別表2に掲げるものを除き、第7条第3号本文後段に該当すると認められる。

ウ 不開示部分③について

(ア) 不開示部分③を不開示とした理由について、実施機関は、極めて個人的な事柄に属する情報や一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、たとえ教職員、児童生徒等の氏名等を不開示とした場合でも、なお個人の権利利益を害することから、条例第7条第3号本文後段に該当するものと判断した旨、説明している。

(イ) 当審査会が本件各文書を見分したところ、不開示部分③は、一般人では被害児童生徒を特定し得ないとしても、学校関係者等であれば、学校や加害教諭の特定を経て、被害児童生徒が誰であるか特定できる可能性が高く、学校関係者等に知られることにより被害児童生徒が不当な差別や偏見その他の不利益や精神的苦痛を受けるおそれがあると認められる情報又は一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、公にすると、被害児童生徒その他個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号本文後段に該当すると認められる。

エ 不開示部分⑤について

不開示部分⑤は、加害教諭の住所であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第3号本文前段に該当すると認められる。

オ 不開示部分⑥について

不開示部分⑥は、加害教諭の処分歴及び心身の状況である。これらは、一般に明らかにされることを望まない個人のプライバシーに関する情報であり、公にすると、加害教諭の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号本文後段に該当すると認められる。

カ 不開示部分⑦について

不開示部分⑦は、警察職員の氏名であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、条例第7条第3号本文前段に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号ただし書該当性について

(2)において条例第7条第3号本文に該当すると判断した情報のうち、不開示部分①から不開示部分⑥までが同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、不開示部分⑦は、職務遂行に係る警察職員の氏名であるところ、条例第7条第3号ただし書イ又はロに該当する事情は認められず、同号ただし書ハの公務員等の氏名から除かれているから、同号ただし書ハにも該当しない。

5 付言

本件各文書は、いずれも公立学校における教職員の体罰事故に係る報告書等であって、地方公務員の職務の遂行に係る情報を記録することを目的とした行政文書と理解することができる。しかし、本件処分においては、当該公務員の職・氏名や事故発生場所その他職務遂行の内容は十分に開示されていない。その一方で、被害児童生徒等の言動・内心に関する情報であって、一般に明らかにされることを望まない機微にわたる情報等、詳細なプライバシー情報が開示されている。また、このように詳細なプライバシー情報が開示された結果、これから公務員の職・氏名や学校名等を更に開示した場合には、学校関係者等によって被害児童生徒が容易に特定され得ることとなる。そのため、もはや公務員の職・氏名や学校名等を開示することはできない。

本件処分においては、本来不開示とすべきと認められる部分が開示されているなど、開示・不開示の判断が不適切であると言わざるを得ない（答申第53号第5・5と同旨）。実施機関においては、条例の趣旨を十分に理解し、開示請求の対象となった行政文書の趣旨を踏まえた上で、より一層、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

6 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした部分のうち、別表1及び別表2に掲げる「開示することが相当である部分」欄に記載した部分を開示することが妥当である。よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表1 不開示部分②のうち開示することが相当である部分

文書名	開示することが相当である部分	
職員の体罰について (平成27年7月28日)	4枚目	26行目10文字目から13文字目まで

別表2 不開示部分④のうち開示することが相当である部分

文書名	開示することが相当である部分	
県費負担教職員による児童への体罰について (平成27年12月14日)	5枚目	30行目7文字目から16文字目まで
県費負担教職員の体罰について (平成28年2月25日)	2枚目	12行目11文字目から19文字目まで
	3枚目	45行目
	4枚目	30行目12文字目から17文字目まで
	6枚目	12行目6文字目から14文字目まで
	7枚目	34行目
県費負担教職員の体罰について (平成27年4月28日青中教親18号)	7枚目	24行目3文字目及び4文字目
	8枚目	10行目 20行目7文字目から19文字目まで
県費負担教職員の事故報告について (平成27年6月8日)	3枚目	9行目21文字目及び22文字目
県費負担教職員による生徒への体罰について (平成27年7月23日)	1枚目	26行目(手書きによる記載部分を数えない。)10文字目及び11文字目
	4枚目	15行目25文字目及び26文字目
	5枚目	21行目から24行目まで
県費負担教職員による生徒への体罰について (平成27年7月24日)	4枚目	30行目(手書きによる記載部分を数えない。)中16文字目から19文字目までを除く部分
		31行目(手書きによる記載部分を数えない。)中10文字目から13文字目までを除く部分
県費負担教職員による生徒への体罰について (平成27年9月11日)	3枚目	13行目5文字目及び6文字目 同10文字目から15文字目まで
	5枚目	21行目8文字目
	6枚目	14行目
県費負担教職員の事故報告について (平成27年10月20日)	1枚目	9行目(手書きによる記載部分を数えない。)1文字目から4文字目まで
	2枚目	1行目1文字目から5文字目まで
		5行目1文字目から3文字目まで
		6行目4文字目から7文字目まで
		印影
		8行目16文字目から19文字目まで
		表の「事故当事者(被害者)」欄中1文字目から4文字目まで
		表の「日時場所」欄中2行目1文字目から6文字目まで
	表の「日時場所」欄中3行目1文字目から4文字目まで	
	3枚目	1行目1文字目から4文字目まで
		3行目1文字目から3文字目まで
		4行目4文字目から7文字目まで
		5行目1文字目から4文字目まで
		10行目21文字目から24文字目まで
		16行目12文字目から14文字目まで
	4枚目	4行目13文字目
		17行目35文字目
19行目36文字目		
21行目4文字目		
5枚目	2行目(手書きによる記載部分を数えない。)1文字目から3文字目まで	
	3行目(手書きによる記載部分を数えない。)4文字目から7文字目まで	
	10行目(手書きによる記載部分を数えない。)12文字目から14文字目まで	
	手書きによる記載部分の1行目1文字目から4文字目まで	
6枚目	5行目4文字目 20行目1文字目から4文字目まで	

文書名	開示することが相当である部分	
県費負担教職員の事故報告について（平成27年11月4日）	1枚目	手書きによる記載部分の4行目6文字目から14文字目まで
	2枚目	5行目3文字目
		10行目7文字目及び8文字目
		19行目7文字目及び8文字目
		同23文字目
	3枚目	5行目3文字目及び4文字目
	6枚目	2行目3文字目
5行目3文字目及び4文字目		
7行目（手書きによる記載部分を数えない。）27文字目及び28文字目		
県費負担教職員の体罰について（平成28年2月22日）	1枚目	7行目（手書きによる記載部分を数えない。）12文字目
		「報告が遅れた理由」中①の16文字目
		「報告が遅れた理由」中②の2文字目
		「報告が遅れた理由」中③の16文字目
		表の「勤務学校名」欄中3文字目及び4文字目
		表の「発生日時及び場所」欄中4行目3文字目及び4文字目
		表の「発生日時及び場所」欄外右横の手書きによる記載部分の不開示部分
		表の「職員以外の事故関係者」欄中3文字目及び4文字目
	2枚目	5行目3文字目
		10行目7文字目及び8文字目
	4枚目	3行目3文字目
		5行目3文字目及び4文字目
		収受印の3文字目
		11行目12文字目から14文字目まで
	6枚目	12行目14文字目及び15文字目
		2行目3文字目
	手書きによる記載部分の1行目3文字目及び4文字目	
県費負担教職員の事故報告について（平成28年2月29日）	4枚目	29行目（手書きによる記載部分を数えない。）8文字目から22文字目まで
県費負担教職員の事故報告について（平成28年3月16日）	3枚目	4行目8文字目から13文字目まで
		5行目8文字目から15文字目まで
職員の体罰について（平成27年7月28日）	1枚目	13行目（手書きによる記載部分を数えない。）中7文字目及び8文字目を除く部分
		14行目（手書きによる記載部分を数えない。）6文字目から8文字目まで
	2枚目	19行目4文字目及び5文字目
		27行目（手書きによる記載部分を数えない。）3文字目から6文字目まで
		32行目（手書きによる記載部分を数えない。）14文字目から17文字目まで
	6枚目	13行目（手書きによる記載部分を数えない。）13文字目から16文字目まで
18行目（手書きによる記載部分を数えない。）13文字目から16文字目まで		
22行目（手書きによる記載部分を数えない。）11文字目から14文字目まで		
職員の体罰について（平成27年11月19日）	1枚目	15行目（手書きによる記載部分を数えない。）28文字目から30文字目まで
		21行目（手書きによる記載部分を数えない。）11文字目から13文字目まで
	2枚目	27行目及び28行目（手書きによる記載部分を数えない。）
	4枚目	8行目（手書きによる記載部分を数えない。）29文字目から31文字目まで
		11行目（手書きによる記載部分を数えない。）25文字目から27文字目まで
5枚目	2行目及び3行目	
体罰事案に係る事故報告書について（平成28年2月3日）	2枚目	9行目16文字目及び17文字目
		10行目
		13行目
		14行目1文字目から29文字目まで
	4枚目	10行目（手書きによる記載部分を数えない。）12文字目から16文字目まで
		11行目（手書きによる記載部分を数えない。）8文字目及び9文字目
		13行目（手書きによる記載部分を数えない。）
	14行目（手書きによる記載部分を数えない。）1文字目から28文字目まで	

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月24日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和3年1月19日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和3年2月12日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和3年4月13日 (第120回審査会)	・審査を行った。
令和3年5月21日 (第121回審査会)	・審査を行った。
令和3年6月18日 (第122回審査会)	・審査を行った。
令和3年6月22日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和3年7月7日	・実施機関からの書面を受理した。
令和3年7月16日 (第123回審査会)	・審査を行った。
令和3年8月20日 (第124回審査会)	・審査を行った。
令和3年9月17日 (第125回審査会)	・審査を行った。
令和3年9月22日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和3年10月5日	・実施機関からの書面を受理した。
令和3年10月22日 (第126回審査会)	・審査を行った。
令和3年11月19日 (第127回審査会)	・審査を行った。
令和3年12月17日 (第128回審査会)	・審査を行った。
令和4年1月21日 (第129回審査会)	・審査を行った。
令和4年2月18日 (第130回審査会)	・審査を行った。
令和4年3月17日 (第131回審査会)	・審査を行った。
令和4年4月15日 (第132回審査会)	・審査を行った。
令和4年5月27日 (第133回審査会)	・審査を行った。
令和4年6月24日 (第134回審査会)	・審査を行った。
令和4年7月22日 (第135回審査会)	・審査を行った。
令和4年8月26日 (第136回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和4年9月8日現在)